

熊本地震において被災されました 受給者及びこれから年金をご請求される方へ

今回の被災受給者及びこれから年金をご請求される方への特例措置が厚生労働省から発出されましたので、お知らせいたします。

I. 受給者の方

- ① 今回の熊本地震の被災地域（熊本県内）にお住まいの方で、期限までに現況届のご提出が困難な方につきましては、ご提出期限が延長されることとなりました。

なお、現況届の提出期限までにご提出ができない場合であっても、年金給付は継続いたしますのでご安心ください。

- ② 被災のため、「年金支払通知書」等を亡失等された受給権者様より再交付申請がありましたら早急に再交付いたします。

II. 年金等の請求手続きを予定されている方

熊本県に所在地を有する加入員様に係る年金等の裁定請求については、添付書類等の簡略化など弾力的に取り扱うことといたします。

※ ご不明な点や相談がございましたら下記にお問い合わせください。

○お問い合わせ先

〒103-0024

東京都中央区日本橋小舟町1-3-7

東京薬業厚生年金基金 年金業務部

- | | | |
|---------------|-------|-----------------|
| ・ 現況届等に関すること | 年金支払課 | ☎03 (3667) 5816 |
| ・ 請求手続きに関すること | 年金課 | ☎03 (3667) 5815 |